

## 法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

### 第2回 議事要旨

- 1 日 時 令和2年7月17日（金）10時～12時
- 2 場 所 法務省旧本館第一教室（一部の参加者はウェブ会議により実施）
- 3 出席者

（議長）熊谷 信太郎（弁護士）

（構成員）赤石 千衣子（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

石田 京子（早稲田大学大学院法務研究科教授）

大森 三起子（弁護士）

兼川 真紀（弁護士）

杉山 悦子（一橋大学大学院法学研究科教授）

野上 宏（東京都港区子ども家庭支援部子ども家庭課長）

#### 【オブザーバー】

日本司法支援センター，公益社団法人家庭問題情報センター・養育費相談支援センター，厚生労働省，最高裁判所

#### 【法務省関係部局】

司法法制部，民事局（事務局）

### 4 要 旨

#### （1）明石市からのヒアリング

明石市政策局・村山由希子市民相談室課長から，明石市における養育費問題の取組に関するヒアリングを行った。

#### （2）東京都港区からの発表

構成員である野上宏・子ども家庭課長から，港区における養育費問題の取組に関する発表があった。

#### （3）構成員との質疑応答・意見交換

出席した構成員から，ヒアリング及び発表を踏まえた質疑応答があり，

意見交換が行われた（主な発言は5を参照）。

#### （4）諸外国における養育費履行確保に向けた取組

事務局から、韓国、フィンランド及びスウェーデンにおける養育費の履行確保に関する取組の紹介がされた。

### 5 構成員からの主な発言等

- ・ 明石市では、全ての離婚届用紙に挟み込む形で、明石市作成の取決めに関する合意書ひな形やパンフレット等を配布している。2015年度の明石市の養育費の取決め率（離婚届に取決めをチェックがある割合）は約7割で、全国平均（約6割）よりもかなり高い。また、直近の令和元年度における明石市の養育費取決め率は75%で、パンフレット配布の効果が出ていると考えられる。
- ・ 明石市の今後の課題として、債務名義を作成する際の支援が挙げられる。相手方が話し合いに応じない場合でも、家庭裁判所の調停へつなげられるよう、市民への相談対応や啓発を充実させていきたい。
- ・ 法務省のパンフレットの活用策は、各自治体の判断に任せられており、十分に活用されていない。現状では、法務局から各自治体の戸籍担当部署に送付されており、ひとり親家庭の支援担当部署がパンフレットを把握していない自治体もある。
- ・ 自治体から国への要望として、養育費に関する①調停、強制執行手続の簡易・迅速化、②公正証書作成費用の無償化などがある。取決めや取立手続の負担が軽減されないと、自治体で相談や啓発をしても養育費の確保につながらない。
- ・ Q 明石市の養育費立替パイロット事業での求償は、強制執行を考えているのか。  
A 養育費立替パイロット事業について、最終的な求償方法は、保証会社の判断になる。養育費緊急支援における市による立替えについては、支払能力がある場合には、市の有する他の債権と同様に、強制執行等を含めた回収を考えている。
- ・ Q 明石市の取決め支援において、DV事案ではどのような配慮をしているか。  
A 面会交流においては子どもの安全、安心が第一である。参考書式にもDVについての配慮に関する記載をしている。

- ・ 港区の離婚率は、全国平均よりも高く、港区議会や区民から、明石市のような取組を求める要望が出ていた。
- ・ 港区においては、現在、養育費に関する民間ADR手続の利用助成や、受領委任制度を利用した養育費保証サービスの利用助成等を実施している。令和2年10月から、離婚問題に精通した弁護士による月1回の離婚専門相談を実施する予定である。また、離婚前の支援として、民間のDV加害者更生プログラムについての費用助成制度を創設した。
- ・ 養育費問題に関する支援の対象を、債務名義となる書面による取決めがある場合に限定すると、ひとり親の大半が支援を受けられない。そこで、夫婦間の紛争性が低く本来は話し合いができるのに取決めをしていない層に対する取決め促進支援として、ADRの利用助成制度を開始した。
- ・ 今後の課題として、義務者であるのに養育費の支払能力がない人や、夫婦間の葛藤が高かったり、DV等が原因で別れるのが精一杯で養育費の取決めをすることができなかつたりする人へのアプローチがあり、現状ではなかなか対応できていない。
- ・ 現下のコロナ禍で、ひとり親家庭に接した事例として、①新型コロナウイルスに感染した親（両親又はひとり親）の家庭を対象とした子どもの居所提供事業、②エンジョイ・ディナー事業がある。これまでのひとり親家庭への支援は、平成28年度のひとり親世帯等調査など、タイムラグのあるデータに基づいた設計になっていたが、今後は、上記①②のような機会を通じて、より直近のひとり親家庭の実態を探れないか、調査を検討している。
- ・ Q 港区の助成対象となる保証サービス業者の認定方法について聞きたい。
  - A 港区は受領委任制度をとっているのので、養育費保証サービス実施している業者と協定を結ぶ際に、当該業者のサービス内容をチェックする。今後、養育費保証サービスを行う事業者が増えたら、助成基準が必要であろうが、各自治体で判断するのは限界があるので、サービスのガイドラインや一定の標準価格等があるとよいのではないかと。
- ・ Q 明石市は低額で利用できる裁判所の調停への支援を実施していたが、港区は、調停手続ではなく、ADRへの利用を支援しているのはなぜか。
  - A 夫婦間の話し合いのために裁判所に行くのがはばかられる場合に、選択肢を増やす観点から、ADRも考えてもらうということで、新たな支援を実施している。民間ADR手続を利用することにより、短期間である程度まとまる例もあると聞いているので、1回目の手続期日までの費用を助成すれば、利用者としても低い負担で対応できるのではないかと。

う。裁判所の調停手続利用も、必要な人には、紹介していきたい。

- ・ Q 明石市の離婚時に作成を促す取決めの合意書モデルは、養育費と面会交流の両方を記載するような形式になっているが、両方を記載することのメリット、デメリットがあれば教えてほしい。

A メリットとして、養育費と合わせて面会交流も取り決めて実施することで、養育費の支払いの動機や継続につながりうるという面がある。デメリットとして、面会交流では配慮が必要なケースもあることから、養育費と面会交流の両方の取決めをしなければ離婚できないといった誤解が生ずるおそれがあるのでこのような誤解は避けるようにしたい。

- ・ Q 離婚時に取り決めて作成した合意書をどこに提出したらよいのか、という相談が増えてきている。自治体としては、養育費の取決めのチェックに関し、内容まで踏み込んだような相談体制がとれるのか。その場合にはどのような課題があるか。

A 離婚する夫婦間の協議書の具体的な内容について、家庭相談支援員等がアドバイスをするが、その協議書をどこかに提出する仕組みはない。それがないと、それ以上の支援を進めることは難しい。協議書の認知度を高めるため、区が実施するサービスについて条件設定をする場合には、債務名義がなくても協議書があれば足りる、とするようなことは、選択肢として考えられるかもしれない。

A 現行制度内では戸籍事務の取扱いとなるので難しい面もあるが、可能であれば、自治体窓口で合意書の内容も確認してチェックすることもできるのが望ましいと思う。離婚届とともに、子の養育に関する合意書も併せて提出するような制度化ができればいいと思う。

以 上